

郡山市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対し、包括的な支援の効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、「郡山市子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の構成機関は、別表のとおりとする。

(調整機関)

第4条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、郡山市こども部こども総務企画課とする。

(秘密の保持)

第5条 協議会の構成員及び構成員であったものは、法第24条の規定を遵守し、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第25条の規定により協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	構成機関・団体名
郡山市	市民部ダイバーシティ推進課
	保健福祉部保健福祉総務課
	保健福祉部生活支援課
	保健福祉部障がい福祉課
	保健福祉部地域包括ケア推進課
	保健福祉部保健所 保健・感染症課
	こども部こども総務企画課
	こども部こども家庭課
	農商工部産業雇用政策課
	教育委員会教育総務部生涯学習課
	教育委員会学校教育部総合教育支援センター
	民間団体区分
福島県ひきこもり相談支援センター	
認定特定非営利活動法人キャリアデザイナーズ	
福島県中・県南地域若者サポートステーション	
特定非営利活動法人ソーシャルデザインワークス	
特定非営利活動法人ビーンズふくしま	
特定非営利活動法人寺子屋方丈舎 フリースクールトレーラー	
公益財団法人星総合病院 大町キッズベース	
チャイルドラインこおりやま	
よりあいコミュニティソーシャルワークス	
特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま	
助産院まんまる御母屋	
福祉まるごと相談窓口エリア担当	